

各区局事業本部長

横浜市長 林 文子

### 未収債権整理促進のための取組方針について（通知）

危機的な財政状況の中、本市の滞納額は、平成20年度決算で549億円（一般会計・特別会計）となっており、市民負担の公平性の観点からも、滞納を未然に防止するとともに、悪質な滞納に対しては、厳正な姿勢で対応する必要があります。

また、収入と支出のバランスが崩れれば、しくみそのものの空洞化につながりかねないことから、適正な未収債権の整理促進は本市が全庁的に取り組むべき重要課題の一つとなっています。

このため、未収債権の整理促進のための取組方針を定めます。

各区・局・事業本部においては、この取組方針のもと、所管する各債権について、次期中期計画期間における目標を設定し、未収債権の滞納整理に取り組んでください。

# 未収債権整理促進のための取組方針

## 1 滞納発生の未然防止

- (1) 制度の周知や法令等に基づく適正な審査・確認を徹底する。また、保証人等の設定など、滞納時に備えた事前の対策を行う。
- (2) 様々な納付方法を用意するなど、納付しやすいしくみを作る。

## 2 早期未納対策の充実と滞納者の状況に応じた的確な滞納整理

- (1) 適正な督促や迅速な納付案内等により、未納が発生した早い段階で回収する。
- (2) 高額未納案件を中心に、原則、納期後、一年以内に滞納整理方針を決定する。  
特に、資力がありながら納付意思がない、いわゆる悪質滞納者に対しては、強制執行等の法的処理を行う。
- (3) 調査の結果、資力がないと判断された場合には、法令等に基づく納付緩和措置を行う。  
特に、滞納が長期化し、無財産や居所不明等により回収が見込めない場合には、回収できる可能性を再度、精査したうえで、放棄や欠損の手続など、法令等に基づく債権整理を行う。
- (4) 消滅時効期間の管理など、債権管理台帳等により、漏れのない適切な債権管理を行う。

## 3 滞納整理のための効果的・効率的なしくみ作り

- (1) 民間事業者の活用とともに、専門人材の育成と有効活用ができる一層の効果的・効率的なしくみ作りに努める。

## 4 目標設定に基づく的確な進捗管理

- (1) 原則として、各債権ごとに、債権回収のための目標を設定し、的確な進捗管理を行う。